

JAL闘争勝利、11.10 稲盛財団 京都賞授賞式抗議宣伝行動へ！

東京高裁がJALの不当労働行為を認定

6月18日東京高裁は、2010年大晦日に165人を整理解雇する過程で、管財人らが行った労働組合への介入行為は、憲法28条に照らして不当労働行為であると認定しました。これによって、当時、誠実な労使交渉を行わず、解雇回避努力もせず、団結権まで奪ってまで解雇を強行しようとしたJALの姿勢が明らかになりました。2010年大晦日の165人の解雇は違法行為の下で行われたのです。JALは争議の解決に向けた労使交渉を早急に行うべきです。

さて、11月10日、稲盛財団の年間メインイベントである京都賞授賞式が京都国際会館で行われます。会場前に結集し、稲盛和夫JAL名誉会長に対して不当解雇を撤回せよの声を上げましょう。



■ 稲村財団第31回（2015）京都賞授賞式抗議宣伝行動

日時：11月10日（火）午後1時30分～午後3時

場所：宝ヶ池・国立京都国際会館前（地下鉄烏丸線「国際会館前」下車）

JAL客乗原告団・鈴木圭子さんを招いての

JAL闘争を支える京都の会・交流会にご参加ください

* JAL客乗原告団の鈴木圭子さんにJAL闘争の現状報告をしていただいたあと、懇親交流会を行います。

■ 日時 11月10日（火）午後6時30分～

■ 場所 レストラン太田屋 2F 入って右側の奥のほうの部屋
（烏丸丸太町下る 京都新聞社南側）

■ 会費 3000円

■ 参加される方は事前にご連絡いただければ幸いです。

連絡先 TEL 090-1890-2104 駒井高之

E-mail komai123@kfa.biglobe.ne.jp

JAL 不当解雇撤回争議団

不当解雇を撤回し、
165 人を職場に戻せ

太田元国土交通大臣発言（9月8日の国土交通委員会）



パイロットが不足しているという状況は 承知していない。安全上の問題はない

JAL グループでは、250 名
以上のパイロットが自主退職



人員不足で臨時便も
大幅に減少



航空法で定める乗務時間制限
を超えそうなパイロット続出

安全上の重大な問題を会社に報告しなかったケース
等、安全トラブルが多発。会社に報告しにくい雰囲気
があったことも危惧されています。



太田元国交大臣は、人員不足も安全上の問題も把握していません。JAL の再生に責任がある国交省は、何よりも安全面での監視をし、指導助言すべきです。
人員不足を解消するために、解雇した人を職場に戻すよう、なぜ指導できないのでしょうか。

国交省は

JAL の安全と再生に 責任を持つべきです

- ◆JAL の経営破たんは国交省にも責任があります。
破たんの原因として、大量のジャンボ機購入や、不採算路線の押し付けなどがあります。また、長年続けていた放漫経営を黙認してきました。そして、破たん後は、改善を要求していた労働者に責任を押し付け解雇に手を貸しました。
- ◆解雇を強行するために JAL（管財人）が組合に嘘と脅しで行った支配介入が、今年 6 月に東京高裁でも不当労働行為と断罪されました。JAL はこの行政訴訟判決に従わず、最高裁に上告しました。国交省は、監督下にある JAL の違法行為を黙認し、何の指導もしていません。
- ◆国交省は、2017 年 3 月まで、安全確保を大前提に JAL の再生を監視し、指導助言を行うとしています。JAL 再生の監督官庁としての責任において、整理解雇問題を早期に解決すべきです。